

日本語

## APPLE COMPUTER, INC.

### ソフトウェア使用許諾契約 - FOR QUICKTIME

アップルソフトウェアを使用される前に、本ソフトウェア使用許諾契約（以下「本契約」といいます）をよくお読みください。当該アップルソフトウェアをご使用になることで、本契約の各条項の拘束を受けることに同意されたこととなります。本契約の各条項に同意されない場合は、当該ソフトウェアをお使いにならないでください。本契約の各条項に同意されない場合は、当該アップルソフトウェアを取得された場所へ返却の上、払い戻しを受けることができます。電子的にアップルソフトウェアにアクセスした場合は、「同意しません/承諾しません」ボタンをクリックしてください。お客様が購入されたハードウェアに含まれるアップルソフトウェアに関しては、払い戻しを受けるためには、すべてのハードウェア及びソフトウェアを返却しなければなりません。

**重要な通知**：このソフトウェアでマテリアルを複製するにあたって、複製を許諾されたか法的に認められたマテリアルについて複製するためにのみライセンスに対して使用許諾されるものです。

**1. 総則** 本契約書が添付されているディスク、読み出し専用メモリー、その他の記録媒体またはその他あらゆる形態上の、ソフトウェア、書類および一切のフォント（以下「アップルソフトウェア」といいます）は、**Apple Computer, Inc.**（以下「アップル」といいます）が、お客様に対して、本契約条件に従う場合に限り使用を許諾するものであり、販売するものではありません。また、アップルは、お客様に非明示的に付与した権利の全てを留保します。本契約が付与する権利は、アップルソフトウェアにおけるアップルおよびそのライセンサーの知的所有権に限定され、いかなるその他の特許権または知的所有権も含んでいません。お客様は、アップルソフトウェアを記録している媒体の所有権を有しますが、アップルおよびアップルの使用許諾者が、アップルソフトウェア自体の所有権を保持します。本契約に基づき付与される権利は、アップグレードが別の契約条件を含まない限り、オリジナルのアップルソフトウェア製品を取り替え、もしくは追加するソフトウェアアップグレードを含みます。

アップルソフトウェアにより表示されるか、アクセスされるコンテンツの一切の所有権および知的財産権は、それぞれのコンテンツ所有者に帰属します。これらのコンテンツは、著作権またはその他の知的財産権の法律もしくは条約に保護されることがあり、これらのコンテンツを提供する第三者の使用条件に従っていただくことがあります。本契約は、これらのコンテンツを使用するいかなる権利もお客様に許諾するものではありません。

**2. 許諾された使用方法及びその制限** 本契約により、お客様は、一回につき一台のコンピュータにアップルソフトウェアを1部インストールし、使用することができます。本契約は、アップルソフトウェアが同時に複数のコンピュータ上に存在することを許諾するものではなく、また、お客様は、ネットワーク上で複数のコンピュータが同時にアップルソフトウェアを使用できるようにすることはできません。お客様は、バックアップの目的に限り、機械による読み取り可能な形態でアップルソフトウェアの複製物を1部作成することができます。ただし、バックアップ用複製物は、アップルソフトウェアの原本に含まれる著作権情報のすべてまたは他の所有権表示を含まなければなりません。本契約または適用法が明示的に許諾する範囲を除き、お客様は、アップルソフトウェアを複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、することは

できません。お客様は、アップルソフトウェアの全部または一部に対し、複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、修正または二次的著作物の創作を行うことはできません。アップルソフトウェアを、同ソフトウェアの欠陥が死傷または物理的もしくは環境上の深刻な損害をもたらすような原子力施設、航空機制御、通信システム、航空管制システム、生命維持装置またはその他の設備の稼働のために使用することはできません。

**3. 譲渡** お客様は、アップルソフトウェアのレンタル、リース、貸与またはサブライセンスを行うことはできません。ただし、お客様は、アップルソフトウェアに関するお客様が使用許諾された権利の全てを、一回に限り、第三者に対して永久譲渡をすることができます。この場合、以下の条件を全て満たさなければなりません。(a) 当該譲渡は、全ての構成要素、媒体の原本、印刷物および本契約書を含むアップルソフトウェアの全てを含んでいなければならないこと。(b) お客様は、アップルソフトウェアの複製物を、その全部または一部を問わず、コンピュータまたは他の記憶装置上に保存されているものを含め保持してはならないこと。(c) アップルソフトウェアの譲受人は、本契約書を読み、かつ本契約条件の受諾に同意すること。

**NFR 複製:** 本契約の他の条項にも関わらず、アップルソフトウェアのラベルのついたものあるいはプロモーションのベースとしてお客様に提供されたアップルソフトウェアは、デモンストレーション、テスト及び評価の目的のためのみ使用され、再販売、または譲渡することはできません。

**4. 契約期間** 本契約は、終了するまで有効です。本契約に基づくお客様の権利は、本契約条件のいずれかにお客様が違反した場合、アップルが通知をすることなく、自動的に終了します。本契約の終了に伴い、お客様は、アップルソフトウェアの使用を全て中止し、アップルソフトウェアの原本および複製物を、その全部または一部を問わず、全て破棄しなければなりません。

**5. 媒体についてのアップルによる限定保証** アップルは、通常の使用下において、最初の購入日より **90 日間**、アップルソフトウェアを記録している、アップルが提供した媒体に材質上および製造上の瑕疵がないことを保証します。お客様が本条に基づいて受けることのできる補償は、アップルの選択により、アップルソフトウェアを含む製品代金の返還またはアップルソフトウェアの交換のいずれかに限定されるものとします。お客様は、当該交換を受けるためには、アップルソフトウェアにその領収書をそえて、アップルまたはアップルの権限ある代表者に返却するものとします。媒体に関する本限定保証および一切の黙示の保証は、商品性、十分な品質および特定の目的についての適合性に対する黙示の保証等を含み、最初の購入日より **90 日間** に制限されます。黙示の保証の存続期間に対する制限を法的に認めない地域において、本制限は、お客様に適用されない場合があります。本契約が定める限定保証は、唯一の保証であり、あらゆる文書またはパッケージが行ったその他の保証（それがあつた場合）に代わるものです。本限定保証は、お客様に対し特別の法的権利を付与するものですが、お客様は、地域により異なるその他の権利も行使することができます。

**6. アップルによる保証の否認** お客様は、アップルソフトウェアを使用する上での危険はお客様のみが負担し、十分な品質、性能、正確性および努力に関する包括的危険は、お客様にあることを明確に認識し同意します。上記に定める媒体に関する限定保証を除き、また適用法が許可する限りにおいて、アップルソフトウェアは、全ての瑕疵を問わずかつ一切の保証を伴わない「現状渡し」で提供され、アップルおよびアップルの

使用許諾者（本契約 6. および 7. において「アップル」と総称します）は、アップルソフトウェアに関するすべての明示の、黙示のまたは法令上の保証および条件を明確に否認し、当該保証および条件は、商品性、十分な品質また特定の目的についての適合性、正確性、安居権および第三者の権利を侵害していないことを含みこれに限られません。アップルは、本アップルソフトウェアの娯楽性の妨害、アップルソフトウェアが含む機能がお客様の要求を満足させるものであること、アップルソフトウェアが支障なくもしくは誤りなく作動すること、またはアップルソフトウェアの瑕疵が修正されることを保証しません。アップルまたはアップルの権限ある代表者の、口頭もしくは書面による情報または助言の一切は、新たな保証を行うものではありません。アップルソフトウェアに瑕疵があると判明した場合、お客様が、すべてのサービス、修理または修正に要する全費用を負担します。黙示の保証の免責または適用のある消費者法令上の権利の制限を法的に認めない地域において、上記の免責および制限は、お客様に適用されない場合があります。QuickTime Player によって、インターネットを通して世界中に存在する関連サイトおよび情報の検索結果を自動的に得ることができます。アップルは、当該サイト及び情報を管理していないため、アップルはそのサイトおよび情報についての保証を行いません、それには（i）当該サイト及び情報の正確性、信用、内容、品質あるいは（ii）QuickTime Player によって得られたアップルの検索結果が、意図したものではない、あるいは不適当な内容であることを含みます。インターネット上の内容のいくつかは、成人向けのもの、あるいは一定の人や 18 才未満の視聴者に対して不適切なもので構成されているため、QuickTime Player を使用して特定の URL の検索結果に入ることが、自動的および意図せず不適切な内容のものへリンクあるいは関連することがあります。QuickTime Player を使用することによって、お客さまは、事前にインストールされた channel Button あるいはお客さまの検索の結果にかかわらず、QuickTime Player をとおしてみられる内容の適正さに関して、アップルは表明や保証を行わないとをご承認していただいたものとさせていただきます。アップルは、QuickTime Player によって得られた内容の結果、正確性、完成度あるいは時宜性については、保証いたしません。アップルとその役員、社員、関連会社および子会社は、QuickTime Player を使用する際に、お客さまが得られる内容あるいはその内容における不正確なもの、誤り、あるいは内容の欠如に関して、お客さまやその他の方々に対して、直接的にも間接的にもいかなる方法でも責任を負わないものとします。

**7. 責任の制限** 法が禁じない範囲において、アップルは、アップルソフトウェアの使用もしくは使用不可に起因するかもしくは関連する、逸失利益、データの消失、仕事の中断またはその他の商業的損害または損失等を含む、人体損傷または付随的、特別の、間接的または二次的損害等について、責任論（契約、不法行為等）に関係なく、いかように発生し、アップルが当該損害の可能性を示唆していた場合においても、一切の責任を負いません。人体損傷、付随的または間接損害に対する責任の制限を法的に認めない地域において、本制限は、お客様に適用されない場合があります。いかなる場合も（人体障害を含む場合に適用法が求める場合を除いて）、すべての損害に関するお客様に対するアップルの賠償責任総額は、50 米ドルを上限とします。上記の救済が本質的目的を達成できない場合でも、前述の制限が適用になります。

**8. 輸出規制法に関するお客様による保証** お客様は、アメリカ合衆国の法律およびアップルソフトウェアが取得された国の法律が認めている場合を除き、アップルソフトウェアを使用または輸出もしくは再輸出することはできません。特に、例外なく、アップルソフトウェアを、次のいずれの者に対しても、輸出または再輸出を行うことはできません。

(a) アメリカ合衆国の通商禁止国（現在は、キューバ、イラン、イラク、リビア、朝鮮

民主主義人民共和国、スーダン、シリアが該当する)またはその国民もしくは居住者  
**(b) アメリカ合衆国財務省の特別指定国リスト(list of Specially Designated Nationals)またはアメリカ合衆国商務省の拒否人名リスト(Denied Person's List or Entity List)上の一切の者**

アップルソフトウェアを使用することにより、お客様は、上記国家に住居を定めておらず、上記国家の支配に服しておらず、かつ上記国家の国民もしくは居住者ではないこと、あるいは上記リストに該当するものではないことを表明および保証するものとします。

**9. エンドユーザーが合衆国政府である場合** アップルソフトウェアおよび関連文書は、「商業コンピュータソフトウェア(Commercial Computer Software)」「商業コンピュータソフトウェア文書(Commercial Computer Software Documentation)」から構成される **48 C.F.R. 2.101** で定義する「商業品目(Commercial Items)」であり、当該用語は、**48 C.F.R. 12.212** または **48 C.F.R. 227.7202** で使用されています。**48 C.F.R. 12.212** または **48 C.F.R. 227.7202-1** から **227.7202-4** に呼応して、商業コンピュータソフトウェアおよび商業コンピュータソフトウェア文書は、アメリカ合衆国政府のエンドユーザーに対して、**(a) 商業品目としてのみ、かつ(b) 本契約条件に従ってその他のエンドユーザー全てに付与される権利のみを伴って、使用許諾されるものです。非公開の権利は、アメリカ合衆国の著作権法に基づき留保されています。**

**10. 準拠法および契約の分離性** 本契約は、カリフォルニア州民間で締結および完全に履行される契約に適用されるカリフォルニア州法が適用され、これに従って解釈されるものとします。本契約は、明示的に排除しているアプリケーション、国際売買契約に関する国連規約は適用されません。何らかの理由により、管轄権を有する裁判所が本契約のいずれかの条項またはその一部について効力を失わせた場合であっても、本契約の他の条項または部分は、依然として完全な効力を有するものとします。

**11. 完全合意、適用言語** 本契約は、本契約に基づき使用許諾されたアップルソフトウェアの使用について、お客様とアップルの合意のすべてを定めるものであり、本件に関する、従前の取決めに優越するものです。本契約の改訂および変更は、当該改訂および変更が書面によりなされ、かつアップルが署名した場合を除き、拘束力を有しません。本契約書の翻訳は、地域の必要に応じて行われるものであり、英語版とそれ以外の言語版とで差異矛盾がある場合、英語版の本契約書を適用するものとします。

**12. MPEG-4 の利用** 本製品は、**MPEG-4 System Patent Portfolio License** に基づいて **MPEG-4 Systems Standard** にしたがってエンコーディングするためにライセンスされるものです。ただし、以下のいずれか、または両方をエンコードする場合には、追加のライセンスとロイヤルティーの支払いが必要となります：  
**(i) タイトル毎に 支払う 物理的なメディアに保存または複製されるデータ (ii) タイトル毎に支払う 永久保存または永久利用するエンドユーザーに送信されるデータ。**これらの追加ライセンスは、**MPEG LA, LLC** より取得していただけます。詳細につきましては、<http://www.mpegla.com> をご参照ください。

追加の利用ライセンスおよび使用料は、**MPEG-4 Visual Standard** に合致してエンコードされた情報の利用につき必要となります。ただし、以下に関連して **MPEG-4 Visual Standard** に合致してエンコードされた情報の消費者による個人利用および非商用利用の場合は除かれます：**(i) 個人的、非商業活動に従事する消費者によって**

**MPEG-4 Visual Standard** に合致してエンコードされた情報、あるいは (ii) ビデオ提供者からのライセンスに基づく **MPEG-4 Visual Standard** によってエンコードされたビデオ。プロモーション用、社内用および商用の利用およびライセンスを含む追加の情報は、**MPEG LA, LLC.** より取得していただけます。  
<http://www.mpegla.com> をご参照ください。

**13. AMR に関する通知**      本製品における **Adaptive Multi-rate ("AMR")** エンコーディングおよびデコーディング機能は、携帯電話による通話をするため、もしくは **Windows** プラットフォーム用 **QuickTime** のアーキテクチャ上に作られるいかなる電話方式の製品使用のために使用許諾されるものではありません。また、本製品におけるこの **AMR** エンコーディングおよびデコーディング機能は、移動体通信インフラでの使用のために使用許諾されるものではなく、特に基地局、基地局制御装置、ラジオネットワーク制御装置、交換局、公衆交換回線網へもしくはその回線網からのゲートウェイで使用してはならないものとします。

**EA0210**